官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○技術士法施行令の一部を改正する政令（二四五）　二
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（二四六）
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（二四七）
○独立行政法人福祉医療機構法施行令等の一部を改正する政令（二四八）　三
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二四九）
〔省　令〕
○臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九八）　三
〔その他告示〕
○食糧援助に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三九六）　四
○シエラレオネ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同三九七）
○都市計画に関する件（国土交通九三八）
○道路に関する件（中国地方整備局七四）
〔人事異動〕
内閣　内閣法制局　金融庁・財務省・農林水産省　農林水産省　林野庁
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一五）
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、無縁墳墓等改葬関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇技術士法施行令の一部を改正する政令（政令第三百四十五号）（文部科学省）

1　受験手数料の改定

技術士試験について、第一次試験の受験手数料の額を一万三千円、第二次試験の受験手数料の額を二万五百円とする。（第一条第一項関係）

2　登録手数料の改定

技術士及び技術士補の登録等について、登録手数料の額を八千百円とする。（第四条第一項関係）

3　その他

その他所要の改正を行う。

4　施行期日

この政令は、令和八年一月一日から施行する。（附則関係）

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第三百四十六号）（こども家庭庁）

1　児童相談所設置市の指定

船橋市を児童相談所設置市に指定する。（第四十五条の二関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項及び第三項関係）

◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百四十七号）（厚生労働省）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十二月一日とする。

◇独立行政法人福祉医療機構法施行令等の一部を改正する政令（政令第三百四十八号）（厚生労働省）

1　社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴い、独立行政法人福祉医療機構法施行令その他の関係政令について規定の整備を行う。（本則関係）

2　この政令は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。（附則関係）

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第三百四十九号）（防衛省）

1　防衛大臣がその運営について役務の提供その他必要な協力を行うことができる運動競技会として、デフリンピック競技大会及びアジアパラ競技大会を追加する。（第百二十六条の十二関係）

2　その他所要の規定の整備を行う。

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政　令

技術士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百四十五号

技術士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第十条第一項及び第三十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

技術士法施行令（昭和五十八年政令第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「一万千円」を「一万三千円」に、「一万四千円」を「二万五百円」に改め、同条第二項中「はる」を「貼る」に改める。

第四条第一項中「六千五百円」を「八千百円」に改め、同条第二項中「はる」を「貼る」に改める。

附　則

この政令は、令和八年一月一日から施行する。

文部科学大臣　阿部　俊子

内閣総理大臣　石破　茂

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百四十六号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「高崎市」の下に「、船橋市」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年七月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

2　都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の都道府県の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為のうちこの政令の施行の際現に効力を有するもの又はこの政令の施行の際現に都道府県知事等に対してされている申請、届出その他の行為であって、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第四十一条の規定により、この政令の施行後、船橋市が処理することとなる事務に係るものは、この政令の施行後は、船橋市長若しくは船橋市が設置する児童相談所の所長その他の船橋市の機関（以下「船橋市長等」という。）の行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は船橋市長等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この政令の施行前に児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（これらに基づく命令を含む。）の規定により都道府県知事等に対して報告その他の手続をしなければならない事項であって、この政令の施行前に当該手続がされていないもののうち、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第四十一条の規定により、この政令の施行後、船橋市が処理することとなる事務に係るものについては、この政令の施行後は、これを、船橋市長等に対して当該手続がされていないものとみなして、これらの法令の規定を適用する。

内閣総理大臣　石破　茂

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百四十七号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十二月一日とする。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

独立行政法人福祉医療機構法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百四十八号

独立行政法人福祉医療機構法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、及び独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第十一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第一条　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は前項の積立金納付金」を削り、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を削り、同条第六項中「及び積立金納付金」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「元本納付金又は積立金納付金を納付したことにより」を削り、「附則第五条の二第十項又は第十一項」を「附則第五条の二第九項又は第十項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第十二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「附則第五条の二第十四項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、同項ただし書中「同条第十四項ただし書」を「同条第十三項ただし書」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第十項を第八項とし、第十一項を第九項とし、同条第十二項中「附則第五条の二第二項及び第三項」を「附則第五条の二第一項から第三項まで」に改め、「機構が」の下に「同条第一項に定める業務及び」を加え、「及びこれに」を「並びにこれらに」に、「附則第五条の二第二項第一号に定める業務（これに」を「附則第五条の二第一項及び第二項第一号に定める業務（これらに」に改め、同項を同条第十項とする。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項第一号中「及び第九項」を削る。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第三条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第七項中「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二十八条の規定による改正前の独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権（附則第八条第二項において「年金担保債権」という。）の回収が終了する」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第八条第二項中「年金担保債権の回収が終了する」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百四十九号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条の十二中「の各号」を削り、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　アジアパラ競技大会

第百二十六条の十二第二号の次に次の一号を加える。

三　デフリンピック競技大会

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

省　令

○厚生労働省令第九十八号

臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第六条第四項の規定に基づき、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月八日

厚生労働大臣　福岡　資麿

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令

臓器の移植に関する法律施行規則（平成九年厚生省令第七十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（判定）	（判定）
第二条　法第六条第四項に規定する判断に係る同条第二項の判定（以下「判定」という。）は、脳の器質的な障害（以下この項において「器質的脳障害」という。）により深昏睡（ジャパン・コーマ・スケール（別名三―三―九度方式）で三百に該当する状態にあり、かつ、グラスゴー・コーマ・スケールで三に該当する状態にあることをいう。第二号、第四号及び次項第一号において同じ。）及び自発呼吸を消失した状態と認められ、かつ、器質的脳障害の原因となる疾患（以下この項及び第五条第一項第四号において「原疾患」という。）が確実に診断されていて、原疾患に対して行い得るすべての適切な治療を行った場合であっても回復の可能性がないと認められる者について行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。	**第二条**　法第六条第四項に規定する判断に係る同条第二項の判定（以下「判定」という。）は、脳の器質的な障害（以下この項において「器質的脳障害」という。）により深昏睡（ジャパン・コーマ・スケール（別名三―三―九度方式）で三百に該当する状態にあり、かつ、グラスゴー・コーマ・スケールで三に該当する状態にあることをいう。第二号、第四号及び次項第一号において同じ。）及び自発呼吸を消失した状態と認められ、かつ、器質的脳障害の原因となる疾患（以下この項及び第五条第一項第四号において「原疾患」という。）が確実に診断されていて、原疾患に対して行い得るすべての適切な治療を行った場合であっても回復の可能性がないと認められる者について行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　深部体温が摂氏三十二度未満（六歳未満の者にあっては、摂氏三十五度未満）の状態にある者	三　直腸温が摂氏三十二度未満（六歳未満の者にあっては、摂氏三十五度未満）の状態にある者
四　（略）	四　（略）
2　法第六条第四項に規定する判断に係る判定は、次の各号に掲げる状態が確認され、かつ、当該確認の時点から少なくとも六時間（六歳未満の者にあっては、二十四時間）を経過した後に、次の各号に掲げる状態が再び確認されることをもって行うものとする。ただし、自発運動、除脳硬直（頸部付近に刺激を加えたときに、四肢が伸展又は内旋し、かつ、足が底屈することをいう。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ。）、除皮質硬直（頸部付近に刺激を加えたときに、上肢が屈曲し、かつ、下肢が伸展又は内旋することをいう。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ。）又はけいれんが認められる場合は、判定を行ってはならない。	2　法第六条第四項に規定する判断に係る判定は、次の各号に掲げる状態が確認され、かつ、当該確認の時点から少なくとも六時間（六歳未満の者にあっては、二十四時間）を経過した後に、次の各号に掲げる状態が再び確認されることをもって行うものとする。ただし、自発運動、除脳硬直（頸部付近に刺激を加えたときに、四肢が伸展又は内旋し、かつ、足が底屈することをいう。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ。）、除皮質硬直（頸部付近に刺激を加えたときに、上肢が屈曲し、かつ、下肢が伸展又は内旋することをいう。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ。）又はけいれんが認められる場合は、判定を行ってはならない。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　眼球損傷、鼓膜損傷、高位脊髄損傷その他これらに類する状態により第二号又は第三号に掲げる状態の確認ができない場合にあっては、脳血流の消失	六　眼球損傷、鼓膜損傷又は高位脊髄損傷により第二号又は第三号に掲げる状態の確認ができない場合にあっては、脳血流の消失
3　（略）	3　（略）
4　法第六条第四項に規定する判断に係る判定に当たっては、中枢神経抑制薬、筋弛緩薬その他の薬物が判定に影響していないこと及び次の各号のいずれかに該当することを確認するものとする。	4　法第六条第四項に規定する判断に係る判定に当たっては、中枢神経抑制薬、筋弛緩薬その他の薬物が判定に影響していないこと及び収縮期血圧（単位　水銀柱ミリメートル）が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値以上あることを確認するものとする。
一　収縮期血圧（単位　水銀柱ミリメートル）が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数値以上であること。	一　一歳未満の者　六十五
イ　一歳未満の者　六十五	

ロ　一歳以上十三歳未満の者　年齢に二を乗じて得た数値に六十五を加えて得た数値
ハ　十三歳以上の者　九十
二　平均動脈圧（単位　水銀柱ミリメートル）が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数値以上であること。
イ　一歳未満の者　四十
ロ　一歳以上十三歳未満の者　年齢に一・五を乗じて得た数値に四十を加えて得た数値
ハ　十三歳以上の者　六十
5　（削る）
5　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

二　一歳以上十三歳未満の者　年齢に二を乗じて得た数値に六十五を加えて得た数値
三　十三歳以上の者　九十
5　（略）

その他告示

○外務省告示第三百九十六号

令和七年九月十六日にモンロビアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億五千万円
3　署名者
日　本　側　義本博司在リベリア大使
リベリア側　イブラヒム・アル・バクリ・ニェイ国際協力・経済統合担当外務副大臣

令和七年十月八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百九十七号

令和七年九月十八日にフリータウンで、シエラレオネ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　署名者
日　本　側　義本博司在シエラレオネ大使
世界食糧計画側　アミナタ・タール在シエラレオネ事務所代表代理

令和七年十月八日

外務大臣　岩屋　毅

○国土交通省告示第九百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和七年十月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　施行者の名称　国土交通大臣
二　都市計画事業の種類及び名称　佐世保都市計画道路事業３・４・２号佐世保縦貫線
三　事業施行期間　自令和七年十月八日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　長崎県佐世保市稲荷町、福石町、若葉町及び潮見町地内
使用の部分　長崎県佐世保市稲荷町地内
五　収用又は使用の手続が保留される事業地
収用の部分　長崎県佐世保市稲荷町、福石町、若葉町及び潮見町地内
使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月八日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二号　周南市大字戸田字南椿垰一〇八九七番一から防府市大字富海字牛屋ケ市一二九〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月八日

人事異動

内　閣

○国土交通大臣臨時代理解職
国務大臣　坂井　学

国土交通大臣中野洋昌帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十月五日）

内閣法制局

（長官総務室調査官兼公文書監理官）内閣法制局事務官　北村　茂
長官総務室会計課長に配置換する
（第一部法令調査官）同　鴨居　秀樹
長官総務室調査官に昇任させる
第一部法令調査官に併任する（以上十月六日）

金融庁

財務省

農林水産省

庄司　裕宇
農水産業協同組合貯金保険機構理事長に任命する（十月一日）

農林水産省

（大臣官房付）農林水産事務官　玉原　雅史
（農産局付）同　片貝　敏雄
辞職を承認する（各通）
（関東農政局長）同　安東　隆
令和七年九月三十日限りで辞職を承認する（以上九月三十日）
独立行政法人農業者年金基金
理事　永井　春信
農林水産事務官（東北農政局長）に採用する
（東北農政局長）農林水産事務官　菅家　秀人
関東農政局長に配置換する

（大臣官房審議官）同　坂田　進
内閣府に出向させる
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　澤井　景子
農林水産事務官（大臣官房審議官）に転任させる
消費・安全局付に併任する　大野　茂樹
独立行政法人農畜産業振興機構監事に任命する　長崎　浩之
日本中央競馬会監事に任命する（以上十月一日）

林野庁

（中部森林管理局長）農林水産技官　森谷　克彦
令和七年九月三十日限り辞職を承認する（九月三十日）
独立行政法人農林漁業信用基金理事　佐伯　知広
農林水産技官（中部森林管理局長）に採用する（十月一日）

叙位・叙勲

○叙位

（大分大学名誉教授）
従四位に叙する　鳥巣　岳彦
従五位に叙する（各通）　相澤　禎夫　関根　重男　植田　稔幸　加藤　公敏　菅野　榮二
正六位に叙する（各通）　占部　弘文　加藤　博巳　神田　正昭　久々宮賢治　永冨　義一　八重樫春男　涌井　二夫
従六位に叙する（各通）　松井　武夫　福田　博司　佐久間初見　柳澤　利夫　森山　益吉　近藤　元徳　齋藤　松夫　中原元一郎　吉田　邑子
正七位に叙する（各通）　立川　忠一
従七位に叙する（各通）（以上九月一日）
正六位に叙する（各通）

秋岡　郁男　井上　正利　大泉　裕美　加藤　英夫　金杉佐久治　齊藤　等　長谷川慶一郎　増田　智　矢崎　和忠
従六位に叙する（各通）　成田　章
正七位に叙する　金子　寿一
（三重県巡査部長）　西藤　哲也　吉田　顕
従七位に叙する（各通）（以上九月二日）
（高エネルギー加速器研究機構名誉教授）　赤石　義紀　岩切　成夫
従四位に叙する（各通）　國場　進　水上　純一
正五位に叙する（各通）　杉山　修
従五位に叙する　大河内邦昭　小沼　利久　瀧川　嶂之
正六位に叙する（各通）　朝倉　清一　石神　齊　大藏　將弘　奥津　信夫　勝村鐵太郎　首藤喜徳郎　高橋　勇　福井　邦準　藤田　峰惠
従六位に叙する（各通）　秋保　隆
正七位に叙する　山下　幾雄
従七位に叙する（以上九月三日）　吉澤　郁夫
従六位に叙する（九月五日）　伊藤　裕康
正五位に叙する（九月七日）

○叙勲

旭日双光章を授ける　加藤　博巳
旭日単光章を授ける（各通）　印南　正治　川上　武徳　堀田　昌宏
瑞宝双光章を授ける（各通）　占部　弘文　久々宮賢治　福田　博司　涌井　二夫　神田　正昭　立川　忠一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月一日）　井上　正利　加藤　英夫　松井　武夫　山田　和夫
瑞宝双光章を授ける（各通）　増田　智　吉田　邑子
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二日）　金子　寿一　西藤　哲也
瑞宝中綬章を授ける
（高エネルギー加速器研究機構名誉教授）　赤石　義紀　國場　進
瑞宝小綬章を授ける（各通）　朝倉　清一　石神　齊　杉山　修
瑞宝双光章を授ける（各通）　山下　幾雄
瑞宝単光章を授ける（以上九月三日）　水上　純一

官庁報告

公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月８日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年６月13日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　サノヤス・ライド株式会社　大門　　淳　大阪府大阪市住之江区西加賀屋２－２－11　国土交通大臣許可（般－３）第26607号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年６月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月８日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年８月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社中通　松本　季竜　滋賀県彦根市高宮町10－７　国土交通大臣許可（般－２）第16310号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年８月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月８日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年８月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ジャトー株式会社　小野　謙治　大阪府大阪市北区末広町１－22　国土交通大臣許可（般特－３）第6074号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年８月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月８日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年８月21日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社町田電気　町田　賢次　奈良県香芝市逢坂８―230―６　国土交通大臣許可（般―４）第21885号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、電気通信工事業、水道施設工事業、解体工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年８月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月８日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年８月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　かんでんＥハウス株式会社　藤原　明宏　大阪府大阪市北区堂島浜１－４―16　国土交通大臣許可（般―４）第26226号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年８月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第７号
栃木県鹿沼市上野町321番地２
清算株式会社　デリシード株式会社
代表清算人　浅野　知則
１　決定年月日　令和７年９月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第２０７０号
東京都品川区西五反田２丁目12番３号
清算株式会社　株式会社ニューロ
代表清算人　大屋　重幸
１　決定年月日　令和７年９月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０７１号
東京都品川区西五反田２丁目12番３号　第一誠実ビル８Ｆ
清算株式会社　株式会社ｄ２ｃｏｎｎｅｃｔ
代表清算人　大屋　重幸
１　決定年月日　令和７年９月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３号
兵庫県伊丹市北河原４丁目２番15号
清算株式会社　株式会社マックス
代表清算人　西川　精一
１　決定年月日　令和７年９月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所伊丹支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第５号
埼玉県川口市大字神戸123番地
清算株式会社　株式会社改良園
代表清算人　鈴木　明彦
１　決定年月日　令和７年９月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

令和４年（ヒ）第１００２号
千葉県習志野市茜浜１丁目２番12号
清算株式会社　株式会社ＣＡＰＳ
１　決定年月日　令和７年９月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

令和４年（ヒ）第１００３号
千葉県習志野市茜浜１丁目２番12号
清算株式会社　株式会社コスモ印刷
１　決定年月日　令和７年９月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第２０２２号
東京都渋谷区円山町５番５号Ｎａｖｉ渋谷Ｖ３階
清算株式会社　株式会社Ｅｎｅｒｇｙ　Ｂａｔｏｎ
１　決定年月日　令和７年９月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０３９号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
清算株式会社　株式会社五和鉄工所
代表清算人　厚見ゆり子
１　決定年月日　令和７年９月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙記載の協定債権者に対し、別紙「弁済額」欄記載の弁済をする。弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権の元金部分に付随する利息、遅延損害金、違約金を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務の全額を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（この場合の弁済方法及び振込費用の負担については、上記１と同様とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年九月二十五日に終了しております。また、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十三日
掲載頁　一二五頁（号外第一三一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二日
掲載頁　六十八頁（号外第一二一号）

令和七年十月八日
東京都中央区京橋三丁目一番一号
（甲）株式会社メディセオ
代表取締役社長　今川　国明
東京都文京区湯島三丁目二六番七号
（乙）株式会社物流二十四
代表取締役社長　平尾　直之

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社三（住所　東京都品川区南大井六丁目五番一二号）に対して当社の投資事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年九月二十五日
掲載頁　一一四頁（号外第二一四号）
右開示に係る訂正を令和七年十月二日付官報の三十二頁に公告しております。

令和七年十月八日
岡山市北区田町一丁目一〇番一号
株式会社ヤマダ商工
代表取締役　山田　哲也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月八日
福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字家ノ前三六一四番地
合同会社天鏡エナジー
代表社員　岡野　智彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月八日
千葉県船橋市大穴北四丁目二番二八号
合同会社メディケアパートナー
代表社員　浦上　莉奈

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十日であり、組織変更後の商号はＰＴＰヘルスサイエンス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月八日
東京都千代田区丸の内一丁目一番三号日本生命丸の内ガーデンタワー三階
合同会社ＰＴＰ
代表社員　横山亜矢子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月八日
大阪府堺市北区北花田町四丁一一〇番地一四
上合同会社
代表社員　濱口　優子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月八日
大阪府寝屋川市新家一丁目四番三号
フェルマー合同会社
代表社員　濱口　英之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十月八日
東京都大田区羽田空港一丁目七番一号
株式会社エージーピー
代表取締役社長　山﨑　有浩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tsuneishi.co.jp/akishima/corporate/public

令和七年十月八日
東京都昭島市つつじが丘一丁目一番五〇号
常石造船昭島研究所株式会社
代表取締役　五十嵐和之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百七十三万八千四十五円減少し九千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://hyperithm.com

令和七年十月八日

東京都中央区日本橋小伝馬町七番一六号

ＢｉｚＦｅｅｌ日本橋小伝馬町七階

株式会社ＨＹＰＥＲＩＴＨＭ

代表取締役　李　沅　俊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十六日

掲載頁　二一三頁（号外第二一五号）

令和七年十月八日

東京都千代田区麹町三丁目五番地五サンデンビル三階

株式会社Ｓ．Ｉ．Ｍ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　キム・ハンサン

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一一〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月九日

掲載頁　五十九頁（号外第二〇三号）

令和七年十月八日

東京都中央区銀座四丁目一三番七号

正榮堂印刷株式会社

代表取締役　山中　孝夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月一日

掲載頁　一七〇頁（号外第二二〇号）

令和七年十月八日

東京都千代田区九段南一丁目五番六号りそな九段ビル五階ＫＳフロア

株式会社ＴＳコーポレーション

代表取締役　清水　剛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五万円、資本準備金の額を一億八千九百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月八日

東京都港区南青山三丁目一〇番四三号

ＫＣＡＰＢＯ６株式会社

代表取締役　福家　史也

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を八千八百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十月八日

愛知県江南市般若町南山二八一番地

真丸特殊紙業株式会社

代表取締役　笹野　周作

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月八日

神奈川県横須賀市佐島一丁目一五番三〇号

有限会社志平丸

代表取締役　福本　善久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五十万円、資本準備金の額を四億九千九百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月一日

掲載頁　一七〇頁（号外第二二〇号）

令和七年十月八日

東京都千代田区九段南一丁目五番六号りそな九段ビル五階ＫＳフロア

株式会社ＴＳコーポレーション

代表取締役　清水　剛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億八千九百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月八日

東京都港区南青山三丁目一〇番四三号

ＫＣＡＰＢＯ６株式会社

代表取締役　福家　史也

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を八千八百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十月八日

愛知県江南市般若町南山二八一番地

真丸特殊紙業株式会社

代表取締役　笹野　周作

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月八日

北海道帯広市西二条南二十六丁目三番地二

株式会社トップス

代表取締役　平川　真也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月八日

長野県飯山市南町二四番地の一

株式会社北信濃新聞社

代表取締役　上野　昌幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月八日

名古屋市中村区平池町四丁目六〇番一二号

株式会社ジェネックス

代表取締役　駿河　賢吾

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月八日

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町五二九番地

株式会社アイ・ジェイ・エス

代表取締役　池永　昭彦

全部取得条項付種類株式の取得につき通知公告

当社は、全部取得条項付種類株式である普通株式の全部を取得することにいたしましたので公告します。

なお、取得日は令和七年十一月四日です。

令和七年十月八日

東京都渋谷区代々木三丁目三一番一二号

株式会社おてつたび

代表取締役　櫻井　里菜（永岡　里菜）

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である黒木克彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月八日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル四階

Ｔｏｒｓｔｏｎｅ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ　Ｌｉｍｉｔｅｄ

日本における代表者　黒木　克彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年九月十九日付官報の号外第二一一号一五三頁に掲載されております。

令和七年十月八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

ティーマスター・ワン特定目的会社

取締役　小澤　徹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年九月十九日付官報の号外第二一一号一五三頁に掲載されております。

令和七年十月八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

ティーマスター・ツー特定目的会社

取締役　小澤　徹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年九月十九日付官報の号外第二一一号一五四頁に掲載されております。

令和七年十月八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

ショーグン特定目的会社

取締役　小澤　徹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億八千九百九十七万八千百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ５特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億五千二百四十四万千七百十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ６特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億七千五百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ７特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億七千百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ８特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億八十万二千四百九十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ１４特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ９特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億二千九百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ１０特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億五千六百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ１２特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億二千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ１６特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

訂正公告

令和七年八月二十五日（号外第百九十一号）掲載の長野地方裁判所飯田支部に係る令和六年（フ）第五二号破産手続廃止及び免責許可決定（破産者**遉**野　晴夫）の公告中、破産者に「神野　晴夫」とあるのは「**遉**野　晴夫」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

令和七年七月二十三日（号外第一六八号）掲載の第五十期決算公告（枠組）中、流動負債の金額「1,558,776」とあるは「1,844,576」、固定負債の金額「1,284,389」とあるは「998,589」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和七年十月八日

茨城県常総市内守谷町四三六五番地一

株式会社全農ハイパック

代表取締役社長　今村　武之

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八	下	終りから四	「a.」	を削る。

（原稿誤り）

令和六年十一月二十九日（号外第二百七十七号）文部科学省告示第百六十一号（私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法）

（原稿誤り）

三〇二		終りから一三	第四条第二項第四号	第四条の二第二項第四号

令和三年十二月六日国土交通省告示第千四百九十二号（砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件）

（原稿誤り）

六	一	終りから一二	二三三度一八分四七秒	二三五度一九分三二秒
〃	〃	一一	六二〇・二一七	六一四・〇七五
〃	〃	二〇	四〇分九秒	三九分五九秒
〃	〃	一八	三一分五八秒	三二分一五秒
〃	〃	一六	七五度〇分五秒	七四度五九分四五秒
〃	〃	一〇	七秒	一九秒
〃	〃	九	一〇・六七一	一〇・六七〇
〃	〃	八	三四秒	三七秒
〃	〃	七	一五・二六〇	一五・二六一
〃	二	九	三五秒	二一秒
〃	〃	一	三七分六〇秒	三八分二八秒

令和四年五月二十日国土交通省告示第五百七十四号（砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件）

（原稿誤り）

三	二	終りから四	三分一一秒	一一分一二秒
〃	〃	〃	三五〇八・六六二	五〇八・七五一

令和七年三月二十七日（号外第六十六号）国土交通省告示第二百十六号（航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

一八九ページ改正後欄表中

「

（略）	（略）
（略）	（略）

」は

「

（略）	（略）
（略）	（略）

」の誤り。

同ページ改正前欄表中

「

（略）	（略）
（略）	（略）

」は

「

（略）	（略）
（略）	（略）

」の誤り。